

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案に関する意見募集の結果について

令和6年10月17日

厚生労働省

保険局医療介護連携政策課

高齢者の医療の確保に関する法律施行令の一部を改正する政令案について、令和6年8月20日（火）から同年9月18日（水）まで御意見を募集したところ、5件の御意見をいただきました。

お寄せいただいた御意見の要旨とそれに対する考え方について、内容により分類し、以下のとおり取りまとめましたので、公表いたします。

なお、本年9月4日に開催された第22回匿名医療情報等の提供に関する専門委員会における議論等を踏まえ、手数料の減免の対象者について、他省庁及び地方自治体は免除とすることといたしました。

また、本件につきましては、パブリック・コメントに付した案に所要の技術的な修正を行った上で制定することとしましたので、お知らせいたします。

皆様の御協力に深く御礼申し上げますとともに、今後とも厚生労働行政の推進に御協力いただきますよう、よろしくお願い申し上げます。

No.	案に対する御意見の要旨	御意見に対する厚生労働省の考え方
1	<p>法第 17 条の 2 第 2 項は「都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者であるときは、政令で定めるところにより、当該手数料を減額し、又は免除することができる」と定めている。</p> <p>すなわち、法は「都道府県その他の国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者」以外の者について、手数料減額の政令の制定を委任していない。</p> <p>そして、改正案の「(7) NDB 利用者が (2) の者のいずれにも該当しない者である場合の手数料の金額 ((1) 3 に係る部分に限る。) については…減額する」について、(2) の者は「国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者」であり、反対解釈すれば、(2) の者のいずれにも該当しない者は「国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者」には該当しない。</p> <p>したがって、法の委任がないにもかかわらず、これらの利用者に対し、手数料を減額することは法第 17 条の 2 第 2 項に反し、違法である。なお、激変緩和の経過措置として、全員に対して段階的に値上げすることが考えられる。</p>	<p>御意見いただいたとおり、本案の手数料見直しについては段階的に額を引き上げることが必要であると考えており、激変緩和として経過措置を設けることとしております。</p>
2	<p>今回の改正では、学術団体については政令、省令では詳しく記載されていません。政令案の中で、(2) 法第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づき、国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者の中で、6 (抜粋) 「その他の国民保健の向上に密接な関連がある業務を行うものとして厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等 (法人税法 (昭和 40 年法律第 34 号) 第 2</p>	<p>手数料の減額対象となる公共法人又は公益法人等については、厚生労働省令において、これまで NDB データの提供実績がある公共法人等の名称を具体的に規定することとし、これまで NDB データの提供実績がない公共法人等については、個別具体的な判断により減額の対象とすることが可能となるよう、同省令において「前各号に掲げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連</p>

	<p>条第5号に規定する公共法人又は同条第6号に規定する公益法人等をいう。) (NDB データを利用して行う研究又は業務が、適正な保健医療サービスの提供に特に資すると厚生労働大臣が認める場合に限る。)」と記載され、省令案の中で「18 上記に掲げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者」と記載があり、厚生労働大臣に認めていただければ学術団体も減免の対象になると考えられますが、特記されておらず、判断に揺れが生じる懸念がございます。学術団体が主として委員会活動などとして調査を行う場合に、高額化した手数料の影響を受けては調査が阻害してまいります。</p> <p>例えば日本医学会連合の加盟学会、日本学術会議の協力学術研究団体などについては、例として政令、省令の中に特記していただき(省令の中では 18 番目の項目として追記して、その他を 19 番目にするなどが考えられるかと思えます)、これらの学術団体が国民保健の向上のために行う研究を遂行する場合の手数料減免について、行政の現場での判断に迷いが生じないようにするとともに、これらの学術団体が主となって基盤となる調査を行うことを促進していただけると大変ありがたいです。</p> <p>ご検討のほど何卒よろしくお願い申し上げます。</p>	<p>がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者」といった規定を設けることを予定しております。</p>
3	<p>今回の政令、省令、告示の改正につき、手数料の高騰が国民保健の向上のために行う NDB データ研究を阻害することのないよう配慮する趣旨と受け止めました。</p> <p>しかし、現在の政令、省令の改正案の記載を見る限り、学会をはじめ学術団体の位置付けが不明瞭です。政令案</p>	<p>手数料の減額対象となる公共法人又は公益法人等については、厚生労働省令において、これまで NDB データの提供実績がある公共法人等の名称を具体的に規定することとし、これまで NDB データの提供実績がない公共法人等については、個別具体的な判断により減額の対</p>

	<p>(概要) 「(2) 法第 17 条の 2 第 2 項の規定に基づき、国民保健の向上のために特に重要な役割を果たす者として政令で定める者」は、公的資金を原資とする業務の減免にほぼ限定されているように読み取れます。例外的に (6) に記載された「その他の国民保健の向上に密接な関連がある業務を行うものとして厚生労働省令で定める公共法人又は公益法人等」の具体的内容として、省令案 (概要) 2. 改正の概要では (1) ~ (17) に学会をはじめとする学術団体は含まれておらず、「(18) 上記に掲げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者」として認められれば学術団体も減免の対象になると考えられますが、その基準が明示されていません。現在、学術団体が主体となっている公共性の高い研究が、改正後手数料の高騰により遂行できなくなる悪影響を強く懸念します。</p> <p>日本医学会連合の加盟学会、日本学術会議の協力学術研究団体などの位置付けを政令、省令の中に明記し、これらの学術団体が国民保健の向上のために行う研究を遂行する場合の手数料減免について、行政の現場での判断に迷いが生じないようにするとともに、国民保健の向上に資する NDB データの学術的利活用が促進されることを切に願うものです。ご検討をお願い申し上げます。</p>	<p>象とすることが可能となるよう、同省令において「前各号に掲げる者のほか、国民保健の向上に密接な関連がある研究又は業務を行うものとして厚生労働大臣が認めた者」といった規定を設けることを予定しております。</p>
4	<p>政令を変えるのは大変だけど、告示を変えるのはそれほど大変ではないというイメージがあります。そのため、限度額を政令で定めて、利用額を告示で示すのは納得できますし、リーズナブルな運用だと思います。</p>	<p>御意見いただいたとおり、本政令案においては、為替の影響を受ける NDB データ抽出の抽出に要する記憶容量 1 ギガバイトごとの費用、HIC を利用する場合の費用については、為替の変動幅を勘案して上減額を設定</p>

	<p>その一方、今回の告示案で示された利用額は、政令案で示された限度額の最大値になっているように感じます。特に円安・ドル高基調で、日本でも物価・人件費上昇していることを踏まえると、また近い将来、再値上げがあるのではないかと考えます。</p> <p>研究者としては安いに越したことはないですが、NDBの研究利用を持続可能なものにするための値上げは仕方ないとも思います。しかし、手数料額によって研究者側も右往左往するため、頻繁な手数料額の変更、特に政令を改正するような手数料額の変更は、何卒控えていただけることをお願いしたいです。</p>	<p>し、具体的な額の設定を厚生労働大臣告示に委任をしております。</p> <p>いずれにしても、今般の手数料見直し後の状況をよく注視しながら、今後の手数料の額については引き続き検討してまいります。</p>
5	<p>NDBはじめ公的DBは、たとえ国が維持しているとはいえ、受益者負担の原則に基づき、研究者や民間事業者が一定程度負担すべきと考えます。</p> <p>今回、利用料の限度額を政令で定めただうえで、比較的容易に変更可能な告示で具体的な額を定めることは、昨今の急激に変動する為替相場や物価上昇を踏まえて、非常にいい仕組みだと思えます。</p> <p>しかしながら、政令に記載された「・・・円を超えない範囲内において実費を勘案して厚生労働大臣が定める額」に対して告示に記載された額がほぼ最大額となっており、今後の円安基調や物価上昇・人件費上昇の可能性が高いにもかかわらず、手数料を上げるには再び政令改正をしなければならないことを懸念しております。公務員や関係者の皆様が、今後新たに発生する事務的負担が少なくなるよう、制度設計していただければと思います。</p>	<p>御意見いただいたとおり、本政令案においては、為替の影響を受けるNDBデータ抽出の抽出に要する記憶容量1ギガバイトごとの費用、HICを利用する場合の費用については、為替の変動幅を勘案して上減額を設定し、具体的な額の設定を厚生労働大臣告示に委任をしております。</p> <p>いずれにしても、今般の手数料見直し後の状況をよく注視しながら、今後の手数料の額については引き続き検討してまいります。</p>